



# 島根県報

平成31年1月29日（火）

号外第5号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

# 告 示

## 島根県告示第60号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	488号	益田市匹見町澄川イ 1731番1地先から同イ 1730番4地先まで	前	メートル 20.30～ 51.20	メートル 37.40	益田県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	20.30～ 70.00	37.40		
県道	吉田頓原線	雲南市吉田町大吉田 3228番1地先から同 3210番1地先まで	前	6.00～ 18.60	253.20	雲南県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	8.60～ 27.60	247.90		
〃	木次直江停車場線	雲南市木次町里方10007 番1地先から同1370番 59地先まで	前	4.30～ 7.90	364.10		道路改良工事 拡幅
			後	6.90～ 27.40	397.10		
〃	浜田八重可部線	浜田市旭町都川2558番 13地先から同地先まで	前	24.60～ 29.00	17.80	浜田県土整備 事務所	法面修繕工事 拡幅
			後	24.60～ 35.70	17.80		

## 島根県告示第61号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町上来原118番5地先から同37番地先まで	メートル 62.00	平成31年 1月29日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市金城町上来原95番1地先から同118番5地先まで	222.00	平成31年 1月29日		